

令和元年度「歳末たすけあい助成金」のご案内

毎年、町民の皆さまから寄せられる歳末たすけあい募金から、必要とされている方々へ助成金として配分いたします。以下対象世帯の確認をしていただき、当てはまる方は申請書をご提出ください。

対象世帯の確認（□に✓を入れ、該当する場合は申請できます）

Q1 以下の項目にすべて該当しますか？

- 現在函南町に住所があり、今後も引き続き函南町に住所がある予定である。
- 現在、または歳末時（12月～1月頃）施設入所中、入院中ではない。
- 生活保護を受けていない。
- 民生委員児童委員の支援が必要である。
（地区の民生委員への情報提供や今後継続的な関わりを持つことが可能な方）

はい

【Q2へ】

いいえ

非該当

Q2 世帯全員の町県民税が非課税ですか？

※申請される前にご確認ください！！

申請の際には非課税証明書（証明書発行手数料1通300円）が必要となります。

世帯分離、2世帯住宅、同一敷地内離れ住宅でも同一世帯扱いとなり、世帯ごと証明書を提出いただくこととなりますので、ご家族内で確認の上、申請してください。

はい

【Q3へ】

いいえ

非該当

Q3 ①～⑥のいずれか1つに該当しますか？

（申請に関する基準日は令和元年9月1日現在とする）

<input type="checkbox"/> ①	常時介護の必要な要介護者（要介護度1～5）のいる世帯
<input type="checkbox"/> ②	満65歳以上の一人暮らしの世帯
<input type="checkbox"/> ③	世帯全員が満65歳以上の高齢者世帯
<input type="checkbox"/> ④	障害の程度が1級又は2級、療育手帳の場合はA又はBの障害児(者)のいる世帯
<input type="checkbox"/> ⑤	母子又は父子家庭で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のいる世帯
<input type="checkbox"/> ⑥	著しく生活にお困りの世帯 ※社会福祉協議会相談事業を活用していただきます。

はい

【該当】

いいえ

非該当

申請方法

「申請書」及び「非課税証明書とその他添付書類（申請書内で確認できます）」を用意して、函南町社会福祉協議会 窓口へ直接提出してください。代理の方（親族のみ可）が申請される場合は、身分証明書をご持参ください。また、特別な事情により申請のお手続きが困難な方は、お申し出により担当地区民生委員児童委員がお手伝いします。下記までご相談ください。

※郵送での申請は受け付けていません。ご希望の場合は下記までご連絡ください。

助成方法

助成が決定した世帯には、決定通知書を通知し、担当地区民生委員児童委員がご自宅へ助成金をお届けします。

受付期間

令和元年9月17日（火）～11月8日（金）**締切厳守**

※締切日を過ぎてからの申請はできませんのでご注意ください。

交付予定時期 12月中旬～下旬

助成額 その年度の募金額と申請件数により決定

その他

- ・申請書に記載された個人情報や添付書類は、本事業以外の目的には使用いたしません。
- ・書類の不備、申請内容に虚偽が認められた場合は無効となります。
- ・申請に関する提出書類は返却いたしません。また、書類取得に関する費用は全て申請者の自己負担となります。
- ・申請書は社協窓口での受取り他、社協だよりも掲載がございます。その他ホームページからもダウンロードできます。

提出先・お問合せ

函南町社会福祉協議会 ☎978-9288

〒419-0107 函南町平井717-28 函南町保健福祉センター福祉センター側2階